

令和8年度 鳥取県西部医師会事業計画

(目的 - 定款に定めてある目的)

本会は、日本医師会及び都道府県医師会並びに郡市医師会との連携のもと、医道の高揚、医学及び医術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、もって県民の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業 - 定款に定めてある事業)

1. 医道の高揚に関する事業

日本医師会の「医の倫理要領」を基盤として医の倫理の高揚に努める。また、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける患者さんの理解と同意（IC インフォームドコンセント）を得るよう努めることは医師の責務として一層の定着を図る。

安全な医療の提供のためにあらゆる方策を用いて患者の安全確保対策を推進し、さらに、個人情報保護法を遵守し、医師と患者の信頼関係の維持向上に努める。

2. 地域住民への公衆衛生の指導啓発に関する事項

1) 地域住民と直接対話し、健康や公衆衛生向上の為の指導、啓発を行う。

①月1回開催の西部医師会一般公開健康講座を継続する。

②地域住民を対象とした在宅医療出前講座や在宅医療の住民啓発ツールの「もしもの時のあんしん手帳～大切な人に伝えたいこと～」第二版（改訂版）を使った在宅医療普及啓発に引き続き取り組む。

③公民館、学校等で行う健康講座への支援、生活習慣病・運動器症候群(ロコモティブ・シンドローム)・フレイル等のセミナーへの講師派遣、並びに禁煙普及活動への参画を行う。

④鳥取県が小・中・高等学校の児童生徒等、並びに事業所の従業員を対象として実施する「出張がん予防教室」への講師派遣について協力する。

2) 地域住民へメディアを使った健康広報活動の積極的な推進を継続する。

①西部医師会ホームページの充実を図る。

②中海テレビの健康啓発番組「健康ぷらざ」の継続放映を行う。

3. 地域保健、学校保健等及び産業保健の向上に関する事項

1) 市町村との連携による各種検診・健診、予防接種事業の実施

①各種がん個別検診を実施するとともに、読影委員会の設置によりその精度管理の維持向上を図る。
また、鳥取県健康対策協議会が開催する各種がん検診従事者講習会の広報を行い参加啓発を行う。

②市町村からの受託のもと、特定健診・後期高齢者健康診査等の検診事業、並びに各種予防接種を各医療機関に委託し実施する。

2) 学校保健等への積極的な協力

①学校医、園医の委嘱依頼に対し協力する。

②学校医、園医の資質向上を目的とする各種研修会を開催する。また、園医と幼稚園・保育園との情報共有を図る西部園保健協議会を開催する。

③各市郡学校保健会に対する助成を継続する。

④県医師会と連携して「鳥取県医師会指定学校医制度」の運用を推進する。

⑤学校健診に協力し、各種判定委員会（心電図判定委員会、検尿判定委員会等）を設置する。

⑥地域及び各医療機関と連携し、児童虐待（子ども虐待）防止に取り組む。

⑦西部圏域における少年少女野球選手の野球ひじ早期発見のための検診と野球教室の開催に協力する。

3) 西部地域産業保健センターの運営等について

①鳥取県産業保健総合支援センターと連携して西部地域産業保健センターの運営に協力し、中小企

業労働者の健康相談事業などに協力する。

4. 地域医療の推進発展に関する事項

鳥取県西部地区において、産官学が一体となって地域医療が充実されるよう努力するとともに、保健・医療福祉の連携を一層推進する。また、医療計画に重点項目として挙げられている5疾病7事業（5疾病（がん、脳卒中、心血管疾患、糖尿病、精神疾患）、7事業（小児医療、周産期医療、救急医療、災害医療、へき地医療、新興感染症等の感染拡大時における医療及び在宅医療）、アレルギー疾患及びロコモティブシンドロームやフレイル等、高齢に伴う疾患対策について積極的に取り組む。

1) 診診・病診、病病連携の積極的な取り組み、並びに医療連携の一層の充実

①西部医師会と各病院との連絡協議会の開催

博愛病院、米子医療センター、山陰労災病院、鳥取大学医学部附属病院の4病院との連絡協議会を継続して開催する。

②現在、策定されている疾病[脳卒中、がん(胃、大腸、肝臓、肺、乳)、糖尿病、急性冠症候群、心不全]の地域連携パスの運用を継続しつつ、適切な見直しを行い、一層の普及を図る。

③西部医師会として委託を受けて入る地域医療介護総合確保基金(医療)事業の在宅医療連携拠点事業を前述の地域連携パス事業の推進とともに、今後も事業を発展継続する。

④西部在宅ケア研究会（三師会後援）に対して継続して支援を行う。

2) 県市町村及び関係団体との連携の促進

①県市町村及び関係団体が開催する保健・医療関係の諸会議・諸行事に協力する。

②地域医療並びに社会保障対策において、県市町村、関係団体との連携を密にする。

3) 日本医師会「医師資格証」発行の普及に取り組む。

4) 警察医部会の設置にむけて引き続き協議・検討を行う。

5) 地域医療ネットワークシステムへの参加と普及に取り組む。

6)西部医師会ドクターバンクの設立により、医業承継や地域医療の医師不足解消に貢献する。

5. 救急医療及び災害医療の充実に関する事項

鳥取県西部地区における救急医療、災害時医療を速やかに提供するため、産官学一体となった保健・医療・福祉の連携を推進する。

1) 救急医療体制の充実

救急告示、二次救急輪番、並びに精神科救急の各医療機関、及び鳥取大学医学部附属病院救急救命センターとの有機的連携を図り、救急医療体制の確立と充実に努める。

2) 災害時行動指針の啓発と検討

「鳥取県西部医師会災害マニュアル」の啓発並びに改訂等について継続検討する。

3) 災害時の医療提供体制の確立

①災害発生時に備え、各医療機関との連携のもと迅速に医療活動が実施できる体制の確立に努める。

②美保飛行場救難訓練に参加する。

③災害対策についての講習、訓練に参加する。

4) 救命救急対策事業

①BLS講習会（年2回予定）、並びに鳥取県からの委託事業である小児救急地域医師研修会（年1回予定）を継続する。

②患者安全推進対策（医療安全）として、医療事故防止、院内救急対応に対する啓発のための研修会や講習会、情報提供などを行う。

5) 災害時における西部医師会館の避難所利用について米子市との災害協定を含め、関連各所との連携を図る。

6. 医師の生涯研修に関する事項

医学会、研究集会、講演会等の開催、講演を行い、医学・医術の研鑽と各種医療情報の提供・習得に努める。

1) 医師の生涯教育及び医学・医術の向上を図る各種研修会の開催

①救命救急対策事業として、BLS講習会（年2回予定）、小児救急地域医師研修会（年1回急患診

療所研修会として併催）を開催する。【再掲】

②生涯教育講座を開催する。

③日本医師会が主催する社会保険指導者講習会の伝達講習会（年1回予定）を開催する。

④鳥取県健康対策協議会が開催する各種がん検診従事者講習会を広報し参加啓発を行う。【再掲】

⑤介護保険委員会、在宅医療推進委員会、並びに主治医研修会を開催する。また、西部在宅ケア研究会の共催を行う。【再掲】

⑥委託・補助等の事業である下記各種講演会・研修会を開催する。

心の健康対応力向上研修会、依存症対応力向上研修会、認知症対応力向上研修会、糖尿病研修会、禁煙指導医講演医講習会、予防接種講演会他

2) 鳥取県西部医師会報の定期発刊

①鳥取県西部医師会報を定期発刊（年4回）し、各種医療情報を提供する。

②西部医師会だより（毎月）を発刊する。

7. 医学教育の向上に関する事項

1) 鳥取大学医学部医学科学生への医学教育向上に関する協力

①鳥取大学医学部社会医学講座との連携による医学科1年生の「早期体験・ボランティア」に協力する。

②鳥取大学医学部地域医療学講座との連携による医学科4年生の「地域医療体験」に協力する。

③「臨床医学特論Ⅰ」を通して、医師会並びに地域医療に関して学生の理解促進を図る。

8. 医学と関連科学との統合進歩に関する事項

9. 医学、医療の国際交流に関する事項

10. 保健医療の充実にに関する事項

医療保険制度、介護保険制度、並びに障害者自立支援制度に積極的にかかわり、生活の視点を尊重し、地域住民の社会保障の充実に一層貢献するよう努める。

さらには、他職種との連携を推進し、障害者の早期の社会復帰や障害の予防に、地域住民と一体となって取り組む。

11. 医事法規の整備に関する事項

「医師法」、「医療法」、「保険医療養担当規則」を理解し、「医療事故調査制度」について、医療事故調査支援団体としての県医師会と連携して、本制度の理解に努める。

12. 医療施設の整備に関する事項

地域医療機関の整備を可能な限り促進するために、交付されている鳥取県地域医療介護総合確保基金（医療）の有効活用について協議検討する。

13. 医業経営の安定及び医療従事者の労働環境の改善に関する事項

1) 適正な医療提供を実施するための医業経営の安定を図るため、低利融資の斡旋、情報の提供等により支援を行うとともに、医療従事者の労働環境の改善を図る。

2) 新規入会者を対象に、医師会活動、医療事故対策、保険診療等を内容とする意見交換会を引続き開催する。

3) 西部圏域の開業医並びに勤務医の高齢化が進む現状を見据えて、地域医療の安定的発展に資するために、診療所等の第三者への承継や定年退職後の再就職の相談に応じる。

14. 会員の相互扶助に関する事項

会員相互の連帯を強化し、相互扶助と親睦を図る。

1) ITを活用した情報伝達の迅速化、均一化

IT（ホームページ、各種メーリングリストの運営）を活用し、会員間の情報伝達の迅速化・

均一化を図る。

2) 会員への情報提供

西部医師会だより（毎月）、鳥取県西部医師会報（年4回）【再掲】を発刊し、会員への情報提供を図る。

3) F A X送信による連絡網

医療D X化に伴い別媒体での連絡を検討しつつ、当面の間F A X連絡網を維持管理、運営する。

4) 全会員を対象とした相互親睦

各病院との連絡協議会や忘年会の場を利用して会員相互の親睦を図る。

5) 勤務医の医師会活動への理解と参加促進等

①勤務医の働き方改革を支援し、勤務環境改善による過重労働・疲弊の改善を目指す。

②上記取組みを協議する勤務医部会、役員会を継続的に開催し、医師会活動への理解を推進する。

6) 男女共同参画の理念に賛同し、女性医師の活動を積極的に支援していく。

1 5. 医師会相互の連絡調整に関する事項

鳥取県医師会、並びに日本医師会が開催する諸会議等に役員を派遣し、連携を図る。

また、鳥取県東部医師会、並びに鳥取県中部医師会とも情報交換を促進し連携を図る。

1 6. 西部医師会急患診療所の設置運営に関する事項

1) 地域一次救急医療の充実

地域住民の健康と安心を守り、また、病院勤務医の負担を軽減するため、西部医師会急患診療所運営を維持し、鳥取県西部地区の一次救急医療の充実を図る。

2) 急患診療所運営委員会の開催

急患診療所運営事項については、急患診療所運営委員会を開催し協議を行う。

3) 当直医相互の情報交換

急患診療所当直医相互の情報交換等のための当直医総会を継続して開催する。

4) 職員の資質向上

急患診療所職員に対し研修会を開催し、資質向上を図る。

1 7. その他本会の目的を達成するため必要な事項

1) 医事紛争対策

相談窓口、顧問弁護士等を活用し、紛争に至らないよう支援する。

2) 西部三師会の連携

西部三師会（西部医師会、鳥取県西部歯科医師会、鳥取県薬剤師会西部支部）において、相互連携を強化する。また、役員会、総会等を継続的に開催する。

3) 医政対策

鳥取県西部医師連盟、鳥取県医師連盟、並びに日本医師連盟との連携を強化し、医政対策に取り組む。

4) その他本会の目的を達成するため必要な事項

上記事業のほか、本会の目的を達成するため必要な事項については、理事会にて協議を行い、承認を得る。